

平成28年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、3枚あります。3枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

第1問 次の()内に、記載すべき適当な語句を回答欄に記入しなさい。(各2点×20問)。
なお、()内の数字が同じ場合には、同一語句が入るものとする。

- (1) 民法の無効には、(①)無効と(②)無効がある。その違いは(③)によって、契約が有効になるか等である。
- (2) 所有権の移転に必要な行為については、(④)と(⑤)がある。現行民法は、第176条で(⑤)を採用しているとされる。(⑤)の立場にあっても、物権行為の(⑥)を認める立場と否定する立場があるが、判例は物権行為の(⑥)を否定して、(⑦)に所有権が移転するとする。
- (3) 債権譲渡の(⑧)は何かについて、(⑨)説と、(⑩)説の対立がある。判例は(⑩)説を採用するに至ったが、その理由は債権の(⑪)と(⑫)について、最も利害関係を有するのは(⑬)であることを理由に(⑬)の認識を通じて債権の(⑪)と(⑫)を(⑭)させることで、(⑧)とするとしたのである。
- (4) 平成27年12月16日、最高裁判所は民法第733条第1項については、(⑮)部分を違憲としたが、民法第750条については(⑯)を認めないことについては、合憲とした。
- (5) 甲と乙は内縁関係にあった。甲は相続人なくして死亡した。そこで、乙は甲の財産を得ようとして、(⑰)の請求をするとともに、(⑱)の請求をした。(⑱)の手続で処分されなかった財産は、(⑲)に帰属する。なお、判例は内縁関係にあった妻が内縁の夫が死亡した場合に、内縁関係中に形成した財産について(⑳)請求することは認めていない。

第2問 次の問題について、解答用紙に各12行以内で解答しなさい。各20点

- (1) 未成年者の法律行為の中で、取消しできないものがある。その具体的な例を挙げて、取消しを認めない理由を説明しなさい。
- (2) 物権的請求権の根拠、その具体例を挙げなさい。そして、A所有の甲地にBが無権利で乙建物を建築し所有権保存登記をした後、BはCに乙建物を売買で譲渡したが移転登記をしていない場合に、Aは誰を被告とすることができるかについて判例の立場を説明しなさい。

第3問 次の各設問について、答えなさい。

設問1 (30点)

請負によって請負人が、注文者の土地に建築した建物の所有権の帰属について反対説に配慮しつつ、自説を述べた上で、次の場合、丙が出来高金を主張できるかについて、検討しなさい。

「甲は乙と甲の土地に乙が金 4000 万円で建物を建築する請負契約を締結した。甲と乙の間では、甲は工事中契約を解除でき、その場合工事の出来高金は甲の所有とするという条項が存在した。乙は、甲の承諾を得ないで、丙にこの建築工事を代金 3000 万円で下請けさせた。工事は、丙が材料を提供して行っていたが、工事全体の 30%の施工がなされた時に乙が倒産した。そこで、甲は乙との契約を解除したので、丙は工事を中断した。甲は工事の進捗状況に応じて、工事代金 60%を乙に支払っていたが、乙は丙に対して工事代金を全く支払っていなかった。甲は別の業者である丁に建物を完成させ、甲が建物保存登記を行った。」

設問2 (10点)

Aは、Bとの間でA所有の土地に金 3000 万円で建物を建築する請負契約を締結した。Aは、Bから建物の引渡を受けた。その引渡時にAが建物を検査したところ、10カ所の瑕疵が存在していることが、判明した。この瑕疵の修補に要する費用は金 1000 万円であったが、Aは全額の支払いを拒絶できるか。

以 上